

広島県告示第百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十年二月二十五日

広島県知事 藤田雄山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を廃止した事業所	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ダスキ	大阪府吹田市豊津町一番三三三	広島市南区仁保新町二丁目五番二〇号	介護予防福祉用具貸与	平成一九年四月三〇日
株式会社ダスキ	大阪府吹田市豊津町一番三三三	広島市南区仁保新町二丁目五番二〇号	特定介護予防福祉用具販売	平成一九年四月三〇日
シードネットワークシステム有限公司	広島市安芸区矢野南一丁目二一―四	広島市東区光が丘八一―八双葉マンション一〇三	介護予防訪問介護	平成一九年一月二三日
広島県シルバー福祉生活協同組合	福山市南本庄五丁目五番一―二	福山市南本庄五丁目五番一―二	介護予防訪問入浴介護	平成一九年一月二三日
有限会社西道保険事務所	福山市南手城町四丁目一番二二号	福山市南手城町四丁目一番二二号九〇四号	介護予防福祉用具貸与	平成一九年一月二三日
医療法人みやうち	廿日市市宮内字佐原田四二〇九番地の二	廿日市市宮内字佐原田四二四一番地の二	介護予防訪問看護	平成一九年一月二三日
医療法人社団もみの木会	山県郡北広島町新庄二一四七番地一	山県郡北広島町新庄二一五四番地二	介護予防訪問看護	平成一九年一月二三日
医療法人社団成恵会やまてクリニック	福山市神辺町川南一〇四四番地四	福山市神辺町川南一〇四四番地四	介護予防通所介護	平成二〇年一月二二日